

取調べの全過程の可視化を求める意見書

平成21年5月に市民が刑事裁判手続に参加し、裁判官とともに被告人を裁く裁判員裁判が開始された。

裁判員である市民の意見を最大限反映し、裁判員裁判を円滑に実施するためには、裁判が市民にとってわかりやすいものである必要がある。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければならない。

取調べをすべて録画し、可視化することは、取調べの状況を検証可能とし、これにより、裁判員が供述調書の任意性や信用性の判断を容易にかつ正確になし得るようになる。

また、取調べの可視化は、これを行うことで、密室での取調べによる捜査官の暴行・脅迫・利益誘導などによる自白強要や虚偽自白とともに、氷見事件や足利事件に代表されるように現在もあとを絶たない、えん罪を防止することができ、被疑者・被告人の人権保障を図るうえでも不可欠なものである。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件などの一定事件につき、検察官の裁量により取調べの全部又は一部の録画が行われており、また、警察庁でも一部録画などの試行がなされている。すでに裁判員裁判は、実施されて3年以上を経過していることに鑑みても、速やかに取調べの全過程の録画を行うことで、取調べの可視化を実現しなければならない。

上記のことから、取調べの可視化の速やかな実現を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣